

## 育児休業中の保育について

育児休業の取得を予定している保護者の皆様へのお知らせ

現在、保育所等を利用中の上のお子さんが育児休業中も引き続き保育所等を利用する場合、支給認定の変更手続きが必要となりますので、下記のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

### 【申請に必要な書類】

- 支給認定変更申請書
- 支給認定証
- 育児休業申立書（※自営の方も育児休業扱いができます。）
- 育児休業期間を証明する書類（就労証明書等）（※自営の方は不要）

### 【提出期限】

出産日から50日以内に提出してください。

### 【提出先】

利用している施設のある区こども家庭課へ提出してください。

○育児休業中の保育所等利用時間は、『短時間認定』（利用時間8時間）となります。また、有効期限は生まれたお子さんが1歳になる月の月末までとなります（育児休業がお子さんが1歳になる月よりも前の月で終了となる場合には、その月の月末までとなります。）

○育児休業取得時に上のお子さんが退所した場合、育児休業明けで保育所等の入所を希望される時は、生まれたお子さんも含め入所選考は最優先での取扱いとなります。

※保育所の状況（定員に空きがない等）により、入所できない場合もありますのでご了承ください。

※一度退所していただいた上のお子さんの申込みがない場合、生まれたお子さんの入所選考は最優先での取扱いとはなりませんのでご注意ください。

○特に4月の一斉入所であれば、入所できる可能性は非常に高い状況ですので、ぜひご検討ください。

保護者の皆様方にご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

#### ●各区保健福祉センターこども家庭課

中央区 Tel 043-221-2172

花見川区 Tel 043-275-6421

稲毛区 Tel 043-284-6137

若葉区 Tel 043-233-8150

緑区 Tel 043-292-8137

美浜区 Tel 043-270-3150

#### ●保育運営課

Tel 043-245-5726